

◎新潟県告示第1126号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
遅場(1)地区	三条市遅場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
遅場(2)地区	三条市遅場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
遅場(3)地区	三条市遅場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
遅場沢(1)地区	三条市遅場	次の図のとおり	土石流
遅場沢(2)地区	三条市遅場	次の図のとおり	土石流
遅場地区	三条市遅場	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
行野(1)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行野(2)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行野(3)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行野(4)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
行野(5)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ沢地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	土石流
鳴子沢地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	土石流
行野(1)地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	土石流
下壇地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	地すべり
平畑地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	地すべり
吉沢地区	上越市安塚区行野	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）